

インターネット上の人権侵害事象について

1 インターネット差別事象対策推進会議の取組み

○第1～9回（平成19年5月～24年3月）

- ・電子掲示板上のモニタリング調査や国からの情報提供等の連絡調整を行う。

○第10～12回（平成24年10月～25年3月）

- ・有識者等の参画を得て、3回の会議で意見交換を行い、有効な対応策を検討するとともに、毎年行っている国への三者要望に際しての考え方を以下の内容で整理することとした。

① 同和地区の所在地等の情報について、プロバイダによる削除等の自主的な対応を促進するため、

(ア) 契約約款モデル条項における禁止事項の具体的な事例を同モデル条項に例示

(イ) 各プロバイダの対応を先進的なものに統一化

について、国が業界の自主規制に方向性を与えるような方法（共同規制）を取り入れる等の積極的なサポートを求める。

② 契約約款に違反する行為については、プロバイダが、情報の送信を防止する措置を講じたとしても、賠償責任は生じないことをプロバイダ責任制限法に盛り込み、法規範として明確化を求める。

2 国への要望及び市民啓発

(1) 国への要望

○平成25年8月

大阪府、大阪府市長会、大阪府町村長会の3者により、「平成26年度人権施策及び予算に関する要望」を行い、その中で総務省に対して「インターネット等を利用した差別行為の防止対策について」要望を行った。（同様の内容で、法務省及び経済産業省等へも要望）

(2) 人権相談で、市民からの相談、申出に対する対応（継続して実施）

インターネット上の人権侵害事象に対して、市民等から相談、申出等があった場合は、内容等を確認の上、プロバイダ責任制限法に基づく削除要請を行うよう助言するほか、場合により、本市から法務局やプロバイダへの削除の要請、警察への相談通報を行っている。

(3) 市民啓発・職員研修等

- ・市民向け啓発冊子などにおいて、「インターネットと人権」について啓発を実施

大阪市人権だより『KOKORO ねっと』No.16（平成25(2013)年2月発行）

【特集】他人のプライバシーを侵害する情報発信をしていませんか？

- ・職員人権研修において「人権の視点からの情報発信の手引き」により、インターネットに関する事例などを説明

○大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会の3者による要望（抜 粋）

（要望事項）

1 インターネット等を利用した差別防止対策について

高度情報化社会の進展に伴い、インターネット等を悪用して、いわゆる同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、特定個人・団体や不特定多数を誹謗・中傷するなど悪質な差別事象が多数発生しています。

インターネット上の有害情報への対応については、プロバイダ関係 4 団体が「契約約款モデル」を作成し、「他者への不当な差別を助長する行為」を禁止事項に掲げていますが、プロバイダのよって対応は様々です。

また、禁止事項に該当するかどうかの判断は各プロバイダに委ねられており、どのような書き込みが該当するかが明確でないため、削除等の措置が講じられていないのが現状です。

プロバイダによる削除等の自主的な対応を促進するために、「契約約款モデル条項」の禁止事項として、同和地区の所在地情報の提示等具体的な事例を例示するとともに、各プロバイダによって違う差別助長行為への対応を先進的なものに統一化することについて国主導の研究会等で提言するなど、国が業界の自主規制に方向性を与えるよう、より具体的な取り組みを行ってください。

また、契約約款に違反する行為について、プロバイダが情報の発信を防止する措置を講じたとしても、賠償責任が生じないことをプロバイダ責任制限法に盛り込み、法規範として明確化してください。